

令和2年度 立入検査指摘事項

項目	保健所名	備考
1. 全般について		
該当なし		
2. 水道施設管理について		
配水池について、容易に貯水タンクを点検できるよう、敷地内の雑草等を取り除くこと。	安芸保健所	
取水・浄水場及び配水池について、施設に立入禁止の標識を設置すること。	安芸保健所	
浄水施設、配水設備ともに柵、施錠の標識ないものについて、畑（人家等）に隣接していることより、人の立入りによる水の汚染の恐れが否定できないことから、施設への立入りをしないよう看板の設置を検討すること。	中央西保健所	
配水池の内部上方の壁面に剥離されているため、供給する水の汚染防止のため、補修・清掃等の措置を講じること。	中央西保健所	
配水池に蜂の巣が見られたので、可能であれば除去すること。	中央西保健所	
浄水施設の上面コンクリート部分にひび割れと浮きが見受けられるため、対応すること。	中央西保健所	
外部からの侵入を防ぐための有刺鉄線に一部破損が見受けられるため、修繕すること。	中央西保健所	
一部の施設で立入禁止措置（門柵、標識等）の不備については、計画的に改善をすること。	須崎保健所	
水道原水におけるクリプトスポリジウム等のリスクレベルに合わせて、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。	須崎保健所	
維持管理を適切に行うための作業手引書の作成をすること。	須崎保健所	
一部のろ過池で落葉等の混入が見られたため、落葉等の混入防止対策をすること。	須崎保健所	
取水施設及び配水池に柵を設けるなど、人畜が容易に侵入できない措置を講じること。	幡多保健所	
配水池に柵を設けるなど、人畜が容易に侵入できない措置を講じること。	幡多保健所	
3. 水質管理について		
色、濁り及び残留塩素について1日1回以上検査を実施し、記録を5年間保管すること。	安芸保健所	
水質検査計画は事業年度の開始前に策定すること。	中央東保健所	
毎日検査では遊離残留塩素の測定だけでなく、色、濁りについても結果を記録すること。	中央東保健所	

毎日検査では、異常が無かった場合その旨がわかるように記録すること。	中央東保健所	
毎日検査において遊離残留塩素が0.1mg/L未満となる管末があったので、0.1mg/L保持するように対策すること。	中央東保健所	
毎日検査については、抜かりがないよう毎日実施すること。	中央東保健所	
定期の水質検査（色及び濁り並びに消毒の残留効果）について、実施頻度が不適切な水道施設があるため、すべての水道施設について、一日一回以上検査を実施すること。	中央西保健所	
管末の残留塩素濃度が高いように見受けられるため、適正な濃度になるよう管理をすること。	中央西保健所	
毎日検査（色・濁り・遊離残留塩素）は、毎日実施すること。	須崎保健所	
水質検査の結果が不適合となった場合は、ただちに原因究明を行い、必要な措置を講じること。	須崎保健所	
給水栓における水の遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)以上に保持するよう塩素消毒を行うこと。	幡多保健所	
4. 健康管理について		
水道管理業務委託届出書については、速やかに提出すること。	中央東保健所	
5. その他		
水道の需要者に対し、水質検査結果その他水道事業に関する情報を提供すること。	安芸保健所	
配水池の内部清掃を行うこと。	幡多保健所	